

4A16
YTH0002

表

講座名	年 月 日	点数	※
令和2年 憲法			
試験科目・回	試験地・クラス	受験番号	フリガナ
			氏名

第1 大原則①

1. 大原則①は、集合バス事業者の職業を選ばず自由(憲法以下は省略)を侵害し違憲となすのか。

「いま」高速路線バスを運行している事業者が生活

集合バス事業者が「いま」高速路線バスを運行するがと決める自由は職業を選ばず自由と同一項により保障される。

(2) 次に、生活路線バスに新規参入する場合、参入要件を満たす必要があり、

自由に生活路線バス事業を行おうとすると、いざとなら、集合バス事業者に対する制約がある。

(3) もともと上記自由も参入無制約のものでなく公共の福祉(同項)による制約を受け得る権利である。

つまり、職業は個人への人格的価値と不可分の権利である以上

自由は重要であるが、職業は社会的相互関係性がある

という制約を受け得る権利である。重要性は低下してもよい。

また、参入要件は、既に生活路線バスを運行する集合バス事業者の

経営を害する場合に限り認められるべきで、これを満たす土地等は

少ないと考えられるが、規制態様は違憲である。そこで、参入要件を満た

さない場合でも、質的バス事業に転業すれば、生活路線バスを運行

する集合バス事業者から高速路線バスへ移行し得ることを許すこと

が、規制態様は違憲であると考えられる。

2. 大原則①は、生活路線バスを運行する集合バス事業者の利益

を侵害する大原則がある。新規参入は、職業の自由と不可分の権利である以上

CamScannerでスキャン

必要
新規バス路線
の設置がgoodな。

そこで審査基準は中間的に解し、①目的が重要で、②手段と目的
の間に実質的な関連性があつた場合には大原則①は合意になつて
解する。

(4) 二つの条件についてみる。

ア まず、大原則①の目的は上述のとおり、公共交通バスと運行を兼ねた事業者の
利益を調整するため及び、住民の安全・安心な生活を営むためであると考えられ

る。まず、公共交通バスと運行を兼ねた事業者の利益を調整するため及び、住民の安全・安心な生活を営むためであると考えられ

る。まず、公共交通バスと運行を兼ねた事業者の利益を調整するため及び、住民の安全・安心な生活を営むためであると考えられ

る。まず、公共交通バスと運行を兼ねた事業者の利益を調整するため及び、住民の安全・安心な生活を営むためであると考えられ

る。まず、公共交通バスと運行を兼ねた事業者の利益を調整するため及び、住民の安全・安心な生活を営むためであると考えられ

る。まず、公共交通バスと運行を兼ねた事業者の利益を調整するため及び、住民の安全・安心な生活を営むためであると考えられ

る。まず、公共交通バスと運行を兼ねた事業者の利益を調整するため及び、住民の安全・安心な生活を営むためであると考えられ

る。まず、公共交通バスと運行を兼ねた事業者の利益を調整するため及び、住民の安全・安心な生活を営むためであると考えられ

る。まず、公共交通バスと運行を兼ねた事業者の利益を調整するため及び、住民の安全・安心な生活を営むためであると考えられ

る。まず、公共交通バスと運行を兼ねた事業者の利益を調整するため及び、住民の安全・安心な生活を営むためであると考えられ

る。まず、公共交通バスと運行を兼ねた事業者の利益を調整するため及び、住民の安全・安心な生活を営むためであると考えられ

る。まず、公共交通バスと運行を兼ねた事業者の利益を調整するため及び、住民の安全・安心な生活を営むためであると考えられ

る。まず、公共交通バスと運行を兼ねた事業者の利益を調整するため及び、住民の安全・安心な生活を営むためであると考えられ

る。まず、公共交通バスと運行を兼ねた事業者の利益を調整するため及び、住民の安全・安心な生活を営むためであると考えられ

る。まず、公共交通バスと運行を兼ねた事業者の利益を調整するため及び、住民の安全・安心な生活を営むためであると考えられ

る。まず、公共交通バスと運行を兼ねた事業者の利益を調整するため及び、住民の安全・安心な生活を営むためであると考えられ

る。まず、公共交通バスと運行を兼ねた事業者の利益を調整するため及び、住民の安全・安心な生活を営むためであると考えられ

る。まず、公共交通バスと運行を兼ねた事業者の利益を調整するため及び、住民の安全・安心な生活を営むためであると考えられ

この程度
で済む
OK? 2
度、24
12月

新規バス路線の設置について
一、説明に要する
2200

伊藤 昭

2

CamScanner

CamScannerでスキャン

そこで、富有基準は中間的に解し ① 目的の重要性、② 手段の目的との間に実質的な関連性がある場合に、規制の必要性により解する。

(4) 二本の事件についてみる

アまず、米貝利④の目的は、深刻な交通混雑を解消すること。

住民の自動車やバスによる移動を容易に、道路の幅員を狭く

道路を整備し、緊急車両の通行を容易にすることに係る。したがって

これは、目的は重要であるといえる。

次に手段についてみると、混雑地域に車を域外から入来させない

ことで移動の困難性の解消という上記目的は達成でき、

適合性は認められるであろう。

しかし、混雑の原因は観光バス等にもあるため、域外から自動車

の進入のみに規制したとしても上記の目的は達成でき

ない。車を利用した混雑地域内に入来者が多いと考えた場合、

多くの人はあたかも車を一律に認めないことは

道路の規制に過ぎない。

そこで、二つの事件に一律に進入を規制するのはなく、一部の道路

のみを封鎖するとか、高速道路等の新たな設置により

上記の目的は達成できる。したがって、適合性は認められる。

よって、手段と目的との間に実質的な関連性は認められる。

よって、規制②は違憲である。

○ 全体的に憲法第24条の趣意が身に付いている

何故か、良かれにしよう!

○ 疑問のドラゴンを倒すために!

CamScannerでスキャン